

# 第2章

## 日米安全保障体制の強化

- 第1節 日米安全保障体制
- 第2節 日米同盟の将来に関する安全保障面での日米協議
- 第3節 日米安全保障体制の信頼性向上のための諸施策



日米安全保障協議委員会後の会見に臨む日米両閣僚

# 第1節 日米安全保障体制

日米安全保障条約<sup>1</sup>（日米安保条約）に基づく日米安全保障体制（日米安保体制）は、わが国防衛の柱となっている。また、日米安保体制を基盤とする日米同盟は、日本のみならずアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎をなすものである。また、同盟に基づく日米間の緊密な協力関係は、世界における多くの安全保障上の困難な課題に効果的に対処する上で重要な役割を果た

している。さらに、日米両国が共有する基本的人権、自由、民主主義および法の支配といった基本的な価値を国際社会において促進する上で、この同盟関係は、ますます重要になっている。

（図表Ⅲ-2-1-1 参照）

本節では、わが国の安全保障にとっての日米安保体制の今日における意義について説明する。

図表Ⅲ-2-1-1 日米安保協力にかかわる主な経緯

|             |                       |                            |
|-------------|-----------------------|----------------------------|
| 1951（昭和26）年 |                       | 旧「日米安全保障条約」署名              |
| 1952（昭和27）年 | 旧日米安保条約の時代            | 「同条約」発効                    |
| 1958（昭和33）年 |                       | 藤山・ダレス会談（日米安保条約改定同意）       |
| 1960（昭和35）年 | 安保改定と新日米安保条約          | 「日米安全保障条約」署名・発効            |
| 1968（昭和43）年 |                       | （小笠原諸島復帰）                  |
| 1969（昭和44）年 |                       | 佐藤・ニクソン会談（安保条約継続、沖縄施政権返還）  |
| 1972（昭和47）年 |                       | （沖縄復帰）                     |
| 1976（昭和51）年 | 旧ガイドラインの策定と拡大する日米防衛協力 | （日米防衛協力小委員会設置合意）           |
| 1978（昭和53）年 |                       | 旧「日米防衛協力のための指針」（旧ガイドライン）策定 |
| 1991（平成3）年  |                       | （旧ソ連の崩壊、冷戦の終結）             |
| 1993（平成5）年  | 冷戦の崩壊と新ガイドラインの策定      | （北朝鮮、NPT脱退を宣言）             |
| 1996（平成8）年  |                       | 「日米安全保障共同宣言」（橋本・クリントン会談）   |
| 1997（平成9）年  |                       | 「SACO最終報告」                 |
| 1997（平成9）年  | 米国同時多発テロ以降の日米関係       | 新「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）策定 |
| 2001（平成13）年 |                       | （米国同時多発テロ）                 |
| 2003（平成15）年 |                       | 「世界の中の日米同盟」（小泉・ブッシュ会談）     |
| 2006（平成18）年 |                       | 「新世紀の日米同盟」（小泉・ブッシュ会談）      |
|             |                       | （北朝鮮、核実験実施を宣言）             |

（注）日米安保協力の変遷の概要については、16年版白書（P120）にも掲載  
 <[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2004/2004/colindex.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2004/2004/colindex.html)>参照

1) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」

## 1 日米安全保障体制の意義

わが国の第二次世界大戦後における繁栄と発展は、国民の叡智と努力の賜物であるが、それに加え、わが国として自ら防衛努力を行うとともに、日米安保条約に基づく日米安保体制を有効に機能させ、平和と安全の確保に万全を期してきたことの結果である。また、わが国が、戦後、独立を回復するにあたって、わが国の安全保障の戦略として、米国との同盟関係を選択し、自由と民主主義を基調とする自由主義諸国の一員としての道を選んだことは、わが国の繁栄と発展の基礎となった。

国際情勢は、依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。また、アジア太平洋地域においても朝鮮半島における軍事的対峙や各国による軍事力の拡充・近代化に加え、大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散など不安定要因が存在している。さらに、米国同時多発テロ（9.11テロ）以降のテロとの闘いに代表されるように、安全保障上の課題のグローバル化が進展している。このような環境にあって、日米安保体制やそれを基調とする日米両国間の協力関係は、わが国の防衛や地域の平和と安定、さらには、国際的な安全保障環境の改善において、次のような役割を果たしていることから、わが国として、引き続き、日米安保体制を維持・強化していくことが必要である。

### 1 わが国の安全の確保

今日の国際社会において、国の平和と独立を確保しようとすれば、核兵器の使用から、その他のさまざまな態様の侵略、さらには軍事力による示威、恫喝まで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、超大国である米国でさえ、グローバル化の進んだ国際社会にあって、一国のみで自国の安全を確保することは不可能である。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。また、このような方向は、わが国の政治的姿勢として適切なものとはいえず、

必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、自由と人権の尊重、民主主義といった基本的な価値観や、世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、アジア太平洋地域においてより広く受け入れられ、かつ、強大な軍事力を有する米国との二国間の同盟関係を継続してきた。これは、米国の強大な軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせて隙のない態勢を構築し、わが国の安全を確保していくものである。

日米安保条約第5条では、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することを定めている。この米国の日本防衛義務により、わが国に対する武力攻撃は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態に陥ることを覚悟しなければならない。このため、相手国はわが国に対する侵略を躊躇せざるを得ず、侵略は未然に防止されることになる。

参照 > 資料65 (P451)

### 2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条においては、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和と安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和と安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

参照 > 資料66 (P451)

わが国における米軍の駐留を含め、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。また、このような体制は、米国と地域諸国との間で構築された同盟<sup>2</sup>・友好関係とあいま

2) 米国にとっての東アジア地域における条約に基づくわが国以外の同盟国には、韓国、フィリピンなどがある。

て、冷戦終結後も、この地域の平和と安定の確保に重要な役割を果たしている。

### 3 国際的な安全保障環境の改善

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に資するものである。

9.11テロ以降、国際テロ活動や大量破壊兵器の拡散など新たな脅威や多様な事態についての関心がより高まっている。このような状況において、日米の緊密な協力関

係は、国際社会が安全保障環境を改善するための協調的な取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制の下、平素よりさまざまな面での連携向上に努めている。このような緊密な連携は、各種の国際的な活動において、自衛隊と米軍が協力する上での基盤となっており、その実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が卓越した国際的な活動能力を有する米国と協力して、国際的な安全保障環境の改善のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

## 2 在日米軍の駐留

### 1 在日米軍の駐留の意義

米国は、日米安保条約に基づき、その軍隊をわが国に駐留させている。日米安保条約では、第5条において、米国の対日防衛義務を規定する一方、第6条において、わが国の安全と極東における国際の平和と安全のためにわが国の施設・区域の使用を米国に認めることにより、総合的に捉えると、日米双方の義務のバランスが取られ

ている。なお、この点は、締約国による共同防衛についてのみ規定されている北大西洋条約とは異なっている。

また、米軍による施設・区域の安定的な使用の確保は、わが国に対する武力攻撃があった場合、安保条約第5条における日米の共同対処を迅速に行うために重要な役割を果たすこととなるものであり、日米安保体制において極めて重要である。

また、先述のとおり、相手国は、自衛隊のみならず米軍とも直接対決することとなることから、在日米軍は、わが国に対する武力攻撃を未然に防ぐ抑止力としても機能することになる。

さらに、米軍のわが国防衛のための行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされる。在日米軍は、そのような米軍の来援のための基盤ともなる。

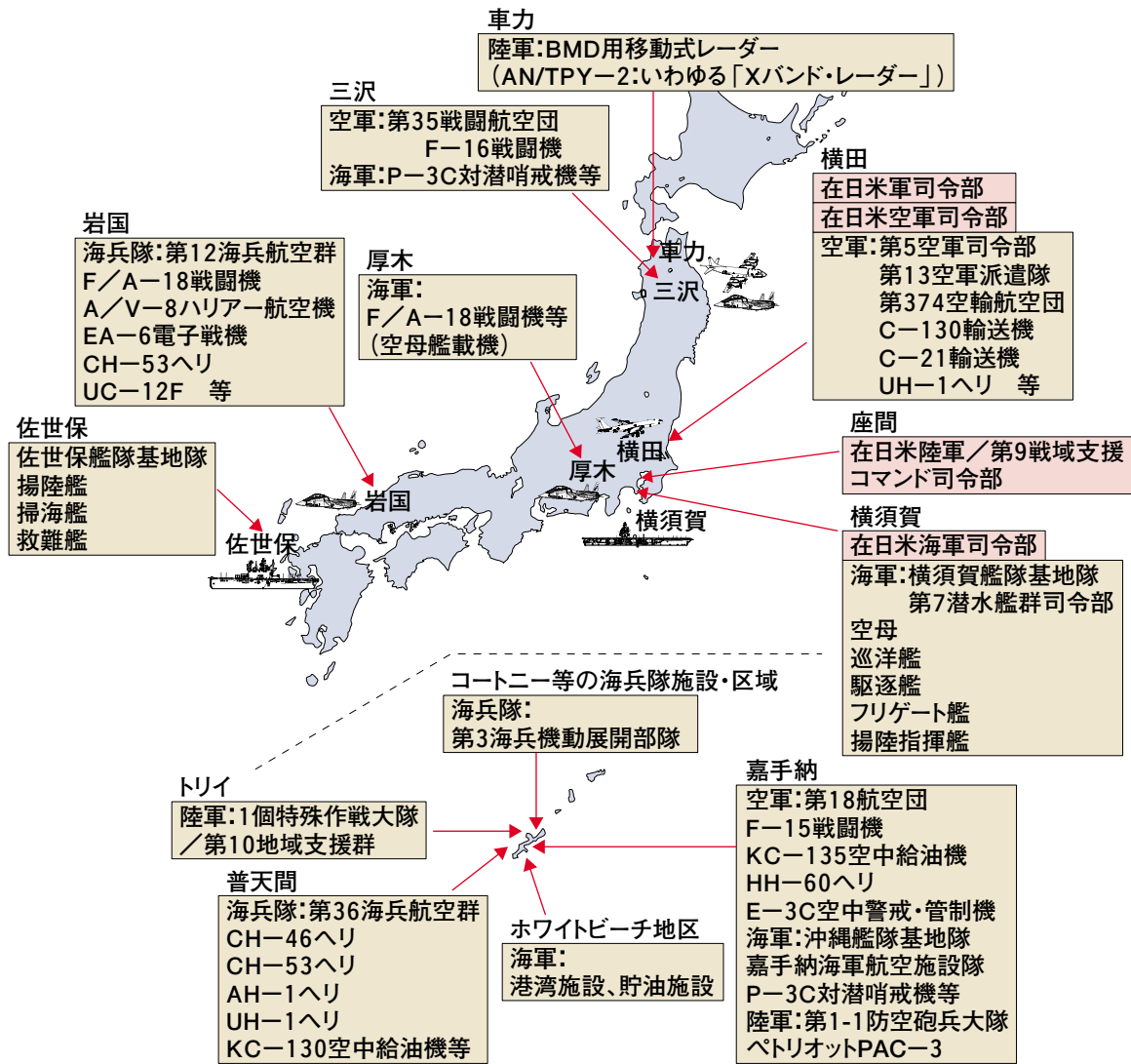
在日米軍は、このような機能を有しており、わが国の安全の確保において、極めて重要な役割を果たしている。また、このような米軍の軍事的プレゼンスは、地域における米軍の関与の基盤となるものであり、地域の平和と安定を維持するために不可欠なものとなっている。

(図表Ⅲ-2-1-2 参照)



2008年に日本への展開が予定されている  
米軍原子力空母「ジョージ・ワシントン」  
[U.S. Navy]

図表Ⅲ-2-1-2 在日米軍の日本における配置図



第2章

第2章 日米安全保障体制の強化

## 2 在日米軍施設・区域とこれを抱える地域社会

在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、在日米軍施設・区域の周辺では、日米安保条約締結以来、過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであるためには、こうした変化を踏まえて在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減する必要がある。



嘉手納飛行場に一時的に展開した米軍F-22戦闘機 (本年2月) [U.S.A.F.]

すなわち、わが国の国土は狭隘<sup>きょうあい</sup>でかつ平野部は少なく、在日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような地域においては、在日米軍施設・区域の設置、航空機の離発着の実施などにより、住民の生活環境や地域振興に大きな影響が見られるため、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要とされてきたところである。

参照 > 4章2節3 (P361)

### 3 沖縄の在日米軍

沖縄は、米本土やハワイなどに比較し、東アジアの各地域に対して距離的に近い位置にある。このため、この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、沖縄における

米軍は、迅速な対応が可能である。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有している。これらが、緊急事態への一次的な対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が沖縄に駐留する主な理由として考えられる。

沖縄の在日米軍施設・区域は、72（昭和47）年5月の本土復帰の時点で、日米地位協定に基づく施設・区域として米軍に提供されたものである。現在、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が県内に所在しており、本年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域（専用施設）のうち、面積にして約74%が沖縄に集中している状況にある。このため、沖縄における負担の軽減については、特に配慮する必要がある。

## 3 冷戦後の日米安全保障体制をめぐる動き



日米首脳会談後、記者会見に臨む日米両首脳  
（本年4月）〔内閣広報室〕

### 1 日米安全保障共同宣言とその後の動き

日米安保体制は冷戦期を通じて、自由主義陣営としてのわが国の安全の確保とともに、地域の平和と安全に寄与してきた。冷戦終結後の国際安全保障環境の変化を受けた日米間でのさまざまな対話の結果として、96（平成8）年4月の日米首脳会談（東京）では、21世紀に向けた両国の協力関係の方向性を示した「日米安全保障共同宣言」が発表された。

参照 > 資料35 (P411)

この宣言においては、日米の安全保障上の関係が、地域の安定と繁栄を維持するための基礎であり続けることが再確認され、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる具体的な分野での協力が示された。

これを踏まえ、日米両国は97（同9）年9月に新たな「日米防衛協力のための指針」（「指針」）を策定したのをはじめ、各種の施策を講じた。これらにより、日米間の防衛協力はより一層効果的なものとなり、日米安保体制の信頼性が一層向上した。

参照 > 3節2 (P264)・資料42 (P424)

### 2 世界とアジアのための日米同盟

03（同15）年5月の日米首脳会談において、日米両国は、グローバルな課題への取組について国際社会と協力しつつ連携を強化することなど「世界中の日米同盟」を強化していくことで意見が一致した。具体的には、テロとの闘い、イラク人道復興支援、インド洋における地震・津波災害への支援など国際的な活動における日米協力が進展している。

昨年11月に、安倍総理とブッシュ大統領との間で初めて行われた日米首脳会談では、「世界とアジアのための日米同盟」との方針の下、日米両首脳が国際社会の諸課

題に立ち向かっていくことが確認された。

この中で二国間関係では、両首脳は日米関係をさらに強化していくことを確認、ブッシュ大統領は、日米安保体制に基づく抑止力に対する米国のコミットメントを再確認した。また、両首脳は、BMDに関する日米協力をさらに強化・加速化し、日米両国の外務・防衛閣僚にこれについて検討させることで一致するとともに、在日米軍再編の着実な実施を確認した。

また、アジア情勢については、豪・印との連携、ASEANとの関係強化、アフガニスタン復興の重要性な

どについて意見が一致するとともに、北朝鮮の核問題への対応などについても意見の一致をみた。さらに、イランの核問題を含む諸課題に関し、日米が緊密に連携して対処することが確認された。

このように、多くの面で基本的価値観と利益を共にしている日米両国による協力関係は、日米安保体制の下で行われるものに限定されず、アジア太平洋地域のみならず、世界における広範な課題を対象とした協力関係となっている。